

高岡地区広域圏事務組合職員の育児休業等に関する条例

平成 5 年 3 月 29 日 条例第 7 号

改正 平成 17 年 11 月 1 日 条例第 2 号

高岡地区広域圏事務組合の職員の育児休業等については、高岡市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年高岡市条例第 37 号）の規定の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 高岡地区公害センター組合職員の育児休業等に関する条例（平成元年高岡地区公害センター組合条例第 1 号）は、廃止する。

附 則（平成 17 年 11 月 1 日 条例第 2 号）

この条例は、平成 17 年 11 月 1 日から施行する。